

令和6年（フ）第8639号
東京都新宿区新宿1丁目30―16―1503
破産者 佐藤 大地
1 決定年月日 令和8年9月11日
2 主文 本件破産手を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第3751号
東京都葛飾区金町5丁目31―35 メゾンアイリスB 103
破産者 竹井 信幸
1 決定年月日 令和8年9月11日
2 主文 本件破産手を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第5058号
東京都港区芝浦1丁目9番3号 PDビル6階
破産者 有限会社セイショウトレーディングインコーポレーション
1 決定年月日 令和8年9月11日
2 主文 本件破産手を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第5087号
東京都港区芝3―13―12―304、住民票上の住所東京都渋谷区神宮前3丁目36―14―207
破産者 山田 ゆか（旧姓藤岡）
1 決定年月日 令和8年9月11日
2 主文 本件破産手を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7495号
東京都江東区亀戸7丁目67―2―213
破産者 久古 哲也
1 決定年月日 令和8年9月11日
2 主文 本件破産手を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7768号
東京都荒川区東尾久4丁目41―5―101
破産者 田中 敏史
1 決定年月日 令和8年9月11日
2 主文 本件破産手を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第719号
東京都台東区谷中5丁目9―25
破産者 池尾 雅子
1 決定年月日 令和8年9月11日
2 主文 本件破産手を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1224号
東京都江東区東陽1丁目39―4―302
破産者 徳永 晃一
1 決定年月日 令和8年9月11日
2 主文 本件破産手を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1392号
東京都墨田区八広4丁目46―12―203
破産者 柴田英里子
1 決定年月日 令和8年9月11日
2 主文 本件破産手を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1421号
東京都港区麻布十番2丁目16―5―404
破産者 ウスマノブ恵美子（旧姓藪下・立山）
1 決定年月日 令和8年9月11日
2 主文 本件破産手を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1794号
東京都大田区南六郷3丁目20―7
破産者 松本 孝

1 決定年月日 令和8年9月11日
2 主文 本件破産手を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2299号
東京都練馬区貫井1丁目35―19―205
破産者 福島さおり
1 決定年月日 令和8年9月11日
2 主文 本件破産手を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2653号
東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号 渋谷フクラス17F
破産者 株式会社プライドワン・エンタテインメント
1 決定年月日 令和8年9月11日
2 主文 本件破産手を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2654号
神奈川県横浜市青葉区榎が丘5番地5―102
破産者 芥川 保志
1 決定年月日 令和8年9月11日
2 主文 本件破産手を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2880号
東京都足立区西伊興4丁目6―30―103
破産者 相知 優希
1 決定年月日 令和8年9月11日
2 主文 本件破産手を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3362号
東京都世田谷区砧4丁目6―11 グランデュオ祖師谷5 201
破産者 福田 翔一

1 決定年月日 令和8年9月11日
2 主文 本件破産手を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3474号
東京都大田区大森東4丁目16―14―105、開始決定時の住所東京都杉並区和泉2丁目18―18 フェリス クラージュA棟105
破産者 中村 健二
1 決定年月日 令和8年9月11日
2 主文 本件破産手を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3546号
東京都昭島市玉川町2丁目4―25―202
破産者 川内野彩音
1 決定年月日 令和8年9月11日
2 主文 本件破産手を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3564号
東京都練馬区石神井台8丁目5―43―101
破産者 赤松 保之
1 決定年月日 令和8年9月11日
2 主文 本件破産手を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3588号
東京都世田谷区上馬1丁目36―2―205
破産者 箱石 廣子
1 決定年月日 令和8年9月11日
2 主文 本件破産手を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第3597号
埼玉県所沢市花園2丁目2415―1 パルモ2―201
破産者 富塚 孝之
1 決定年月日 令和8年9月11日
2 主文 本件破産手を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部